

標準的事件における国選弁護人の報酬等について

国選弁護人に支給する報酬額は、刑事訴訟費用等に関する法律により「裁判所が相当と認めるところによる」と規定されており（8条2項）、受訴裁判所が、個々の事件ごとに、当該事件の難易や国選弁護人の訴訟活動の程度、開廷回数等の諸事情を総合的に考慮した上、決定している。ただし、受訴裁判所が報酬決定をする際の参考とするため、最高裁判所において、国選弁護人が付された事件の中で、開廷回数、事案の難易等が標準的と考えられる事件について、相当と思われる報酬額を示した通達を発しており、現行通達では、地方裁判所における標準的事件の3開廷の報酬額は、8万6400円となっている。

また、国選弁護人に対しては、報酬のほか、公判期日等に出頭した場合に日当が支給される。国選弁護人の日当の額は、刑事訴訟費用等に関する法律により、立会い所要時間等を考慮した上、「最高裁判所が定める額の範囲内において」受訴裁判所が決定している（8条1項、4条）。その上限額は、刑事の手續における証人等に対する給付に関する規則で、1日当たり7800円以内と定められている（5条1項、3条）。ただし、最高裁判所において、法廷等での立会い所要時間を用いた支給基準を定めており、現行通達の定める支給基準に従えば、仮に公判期日に3回出廷し、各3時間以内の審理に立ち会ったとする場合の日当額は、約1万2000円（1万710円を超え、1万3290円以内）となる。

参考

国選弁護人の報酬等に関する規定

刑事訴訟法

第38条（国選弁護人の資格・報酬等）

前項の規定により選任された弁護人は、旅費、日当、宿泊料及び報酬を請求することができる。

刑事訴訟費用等に関する法律

第4条（証人等の日当）

証人等の日当は、出頭又は取調べ及びそれらのための旅行（以下「出頭等」という。）に必要な日数に応じて支給する。

日当の額は、最高裁判所が定める額の範囲内において、裁判所が定める。

第8条（弁護人の旅費、報酬等）

刑事訴訟法第38条第2項の規定により弁護人に支給すべき旅費、日当及び宿泊料については、第3条から第5条までの規定を準用する。ただし、弁護人が期日に出頭し、又は取調べ若しくは処分に立ち会った場合に限るものとし、旅費のうち船賃の算定に係る運賃の等級については、裁判所が相当と認めるところによる。

刑事訴訟法第38条第2項の規定により弁護人に支給すべき報酬の額は、裁判所が相当と認めるところによる。

刑事の手續における証人等に対する給付に関する規則

第3条（証人等の日当の額）

法（刑事訴訟費用等に関する法律）第4条第2項の日当の額は、証人については1日当たり8200円以内、鑑定人、通訳人又は翻訳人については1日当たり7800円以内とする。

第5条（弁護人の日当等の額）

法（刑事訴訟費用等に関する法律）第8条第1項の弁護人の路程賃の額については第2条の規定を、日当の額については第3条中鑑定人、通訳人又は翻訳人に関する規定を準用する。